

白岡市地域防災計画

第4編 事故対策編

第5編 複合災害対策編

第6編 広域応援編

(案)

令和3年 月

白岡市防災会議

目 次

第4編 事故対策編	345
第1節 大規模火災対策計画	345
第2節 危険物等災害対策計画	351
第3節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画	357
第4節 農業災害対策計画	368
第5節 道路災害対策計画	369
第6節 鉄道事故対策計画	375
第7節 航空機事故対策計画	377
第8節 文化財災害対策計画	379
第5編 複合災害対策編	380
第1節 対策の方向性	380
第2節 予防・事前対策	380
第3節 応急対策	383
第6編 広域応援編	384
第1節 事前対策	384
第2節 応急対策	386
第3節 復旧・復興対策	388

第4編 事故対策編

第1節 大規模火災対策計画

第1 大規模火災予防【安心安全課】【街づくり課】【道路課】【建築課】【消防署】

密集市街地での大規模火災により、多数の死傷者等が発生し、地域の社会経済基盤の喪失に繋がる事象への対策について定める。

大規模火災の予防については、都市計画による適切な道路や緑地の配置、消防用設備の計画的な整備、配置、更には、発生したときの迅速な消火活動のための体制整備など関係する機関が数多く、効果的な対策を進めるためには、より密接な連携が必要である。

1 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちの形成

火災による災害を最小限にするために、延焼の危険性、倒壊の危険性、避難の困難性、応急活動の困難性を改善し、防災機能の高い市街地にするとともに、日常的にも安全・安心でゆとりのある快適なまちを目指す。

ア 基本的方針

(ア) 密集市街地の改善と拡大防止

防災上危険な市街地を把握し、課題に応じた適切な改善を図ると同時に、住宅・住環境の向上を目指す。

(イ) 都市施設の整備

広幅員幹線道路、緑道などの延焼遮断帯や公園・広場などの避難地等を確保する。

(ウ) 市街地の防災性能の保全

適切な土地利用の規制・誘導や、計画的な都市基盤施設の整備などを行うことにより、防災性能の維持・保全に努める。

(エ) 消防署と県の役割分担による火災予防対策の推進

消防署は、必要に応じて都市における火災予防に関する基本的な計画の策定を行い、火災予防のまちづくりを総合的に推進する。

県は、広域的な都市基盤の整備を担うとともに、情報提供や連絡調整など総合的な火災予防対策を推進する一方、地域の実情に応じた対策を進める消防署との連携、協力及び消防署に対する必要な支援を行う。

イ まちの災害危険度データ整備

災害に強いまちづくりを効率的に進めるとともに、市民の防災意識の高揚を図るため、火災に関する基礎的データを整備する。

また、消防署と県は、災害に強いまちづくりを市民参加により計画的・重点的に促進するため、地盤特性や市街地形態、建築物の立地状況等を総合的に勘案して、都市レベル、地区レベルでの災害危険度を明らかにして、その公表に努める。

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の整備、維持管理

市は、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物について、消防法に基づく消防用設備等の設置を促進する。

また、事業所はそれらの消防用設備等が災害時にその機能を有効に発揮するよう、定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を行う。

イ 建築物の不燃化

建築物の不燃化を促進するための次の対策を推進する。

- (ア) 都市計画法第8条第1項第5号の規定による防火地域及び準防火地域の指定拡大
 - (イ) 市街地再開発事業、優良建築物等整備促進事業、都市防災不燃化促進事業等の実施及び防火帯道路の整備
 - (ウ) 消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用
 - (エ) 高層建築物等に係る防災計画指導
- (3) 火災発生原因の制御
- ア 防火管理者制度の効果的な運用
 - (ア) 学校、工場等収容人員50人（病院、劇場、百貨店等30人）以上の防火対象物には、必ず防火管理者を選任させるとともに当該管理者に対して、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、整備及び火気の使用等について周知徹底を図る。
 - (イ) 防火管理者を育成するため、防火講習会を開催し、防火管理能力の向上を図る。
 - イ 予防査察指導の強化

消防署は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期す。また、消防法令違反の防火対象物については、早急に違反の是正を図り、防火安全体制を確立する。
 - ウ 高層建築物等の火災予防対策

高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図る。
 - エ 火災予防運動の実施

市民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、関係機関の協力を得て年2回春季と秋季に火災予防運動を実施する。
 - オ 火災防御検討会の開催

県は、大火災又は特殊な原因による火災について、市の協力を得て、発生地の消防団幹部及びその他の関係者による火災防御検討会を開催し、防御活動の細部にわたって検討を加え、将来の消防活動並びに教養の資料とする。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

- (1) 情報の収集・連絡
- ア 情報の収集・連絡体制の整備

市は、消防署、県、警察及び防災関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、県のヘリコプターテレビシステム等の画像による情報通信システムを活用し、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化を図る。
 - イ 通信手段の確保

市は、大規模火災発生時における情報通信手段を確保するため、市の防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。なお、整備する情報連絡システムについては、「震災対策編第2章第8節第3情報通信設備の整備」を準用する。
- (2) 災害応急体制の整備
- ア 職員の体制

市は、職員の非常体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員へ周知する。

また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知を徹底する。

職員の非常体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定してお

く。

イ 防災関係機関相互の連携体制

市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進するなど、平常時からの関係機関との連携を強化しておく。

(3) 消火活動体制の整備

ア 市及び消防署は、大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、河川やプール、ため池等についても把握し、その指定消防水利としての活用を図り、消防水利の確保とその適正な配置に努める。

イ 市は、平常時から消防署、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(4) 緊急輸送活動への備え

市及び道路管理者は、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

(5) 避難収容活動の整備

ア 避難誘導

(ア) 市は、避難所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から市民に周知徹底するとともに、災害発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。

(イ) 市は、大規模火災発生時に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導を図るため、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に係る避難誘導体制を整備するとともに、避難誘導訓練を実施する。

(6) 施設、設備の応急復旧活動

市、県及び事業者その他関係機関は、所管する施設・設備の被害状況を把握し、かつ、応急復旧活動を行うための体制や資機材をあらかじめ整備しておく。

(7) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、市民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成する。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 訓練の実施

市及び事業者は、大規模火災を想定し、市民参加による実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を行う。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

(ア) 市及び事業者が訓練を行うに当たっては、火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫する。

(イ) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

3 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

ア 市は、関係機関の協力を得て、年2回春季と秋季に火災予防運動を実施し、市民に大規模火災の危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難所でのとるべき行動等について周知を徹底する。

イ 市は、防災アセスメント調査を実施し、市民に分かりやすい防災マップ、防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を作成し、市民への配布や研修等を通じて、防災知識の普及啓発に努める。

ウ 学校等の教育機関、自主防災組織、各行政区等においては、防災に関する教育の充実に努める。

(2) 防災関連設備等の普及

市は、市民等に対し、消火器や避難用補助具等、住宅用防災機器の普及に努める。

(3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備に努める。

第2 大規模火災応急対策 【安心安全班】【財政班】【消防署】【久喜警察署】

1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

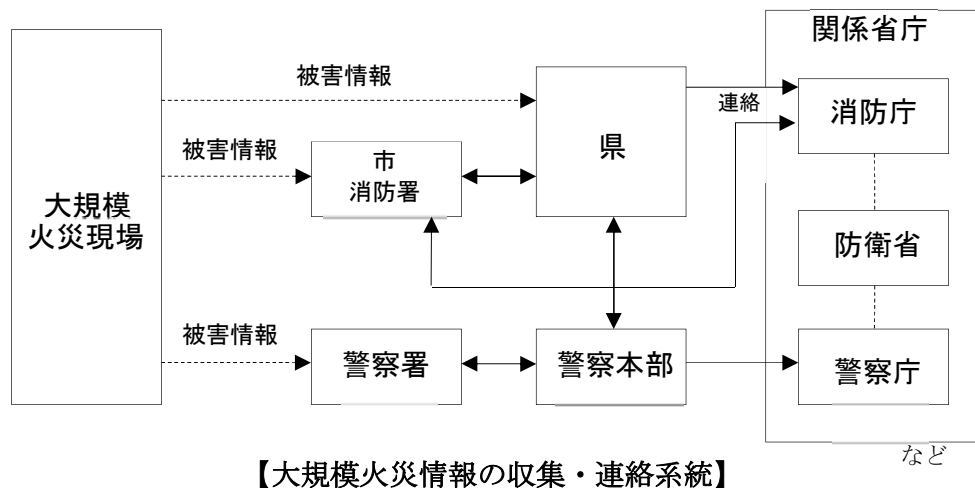
(1) 災害情報の収集・連絡

ア 大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

イ 大規模火災情報の収集・連絡系統

大規模火災情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。



【大規模火災情報の収集・連絡系統】

ウ 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、必要に応じて、応急対策活動情報に関し、県及び関係機関と相互に情報交換を行う。

(2) 通信手段の確保

市は、火災発生直後に災害情報連絡のための通信手段を確保する。

また、電気通信事業者は、市、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

2 活動体制の確立

(1) 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常招集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

また、火災発生直後には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整える。

ア 職員の非常参集

市は、発災後速やかに職員の非常招集を行い、被害状況等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

イ 災害対策本部の設置

- (ア) 市は、大規模火災発生時は、災害対策本部条例等に基づき、直ちに市長を本部長とする災害対策本部を設置する。
- (イ) 市長は、災害対策本部の設置を決定した場合は、「震災対策編第3章第1節応急対策の活動体制」に基づき直ちに職員を配備する。
- (ウ) 市長は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに県知事に被害状況の報告をするとともに、防災関係機関に通知する。

ウ 現地対策本部の設置

本部長は、特定の地域に著しい被害が生じた場合など、必要に応じて、現地対策本部を設置する。

エ 県等への応援要請

市長は、市の能力のみによる対応では不十分であると判断した場合、県知事に対して、応援要請を行う。

オ 緊急消防援助隊の要請

市長は、消防力の増強に必要があると認めたときは、県知事に対し緊急消防援助隊の要請を行う。

カ 自衛隊の災害派遣要請

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

なお、自衛隊の災害派遣要請については、「震災対策編第3章第4節自衛隊災害派遣要請」による。

(2) 事業者の活動体制

火災が発生した事業所の防火管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のために必要な措置を講じるとともに、従業員の非常参集、施設利用者の避難誘導、情報収集連絡体制の確立等の必要な対策を講じる。

(3) 広域的な応援体制

県知事は、市長の要請があった場合、また被害の規模に応じて特に必要と認めるときは、市を応援するよう他の市町村長に対し指示する。

また、県知事は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の都道府県知事等に対し、応援を求めるほか、広域的な応援協定に基づく応援要請を行う。

3 消火活動

消防署は、大規模火災発生時は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じて、消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

市は、車両等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

(2) 交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者と締結した支援協定（災害時における交通誘導警備業務等に関する細目協定）の充実強化に努める。

交通規制に当たっては、道路管理者及び警察は、相互に密接な連絡を取る。

5 避難収容活動

災害発生時における避難誘導については、「震災対策編第3章第11節第2避難誘導」に準ずる。

6 施設・設備の応急復旧活動

市は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行う。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

市は、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、市の防災行政無線、広報車、市のホームページ、掲示板、広報紙等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に対して十分に配慮する。

(2) 市民への的確な情報の伝達

市は、被災者以外の市民に対しても、大規模火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、災害発生後速やかに市民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

第2節 危険物等災害対策計画

危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、市は、関係機関と連携して保安体制の強化、適正な施設の維持管理等の保安措置を講じるとともに、保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図る。

市及び県は、危険物施設管理者と密接に連携し、災害の防止を図る。

第1 危険物災害予防

【消防署】【施設管理者】

1 危険物

市は、危険物施設管理者と密接に連携し、災害の防止を図る。

(1) 次により危険物製造所等の整備改善を図る。

- ア 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。
- イ 立入検査を励行して災害防止の指導をする。

(2) 次により危険物取扱者制度の効果的な運用を図る。

- ア 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。
- イ 危険物の取扱について技術上の基準を遵守するよう指導する。
- ウ 法定講習会等の保安教育を徹底する。

(3) 次により施設、取扱の安全管理を図る。

- ア 施設の管理に万全を期するため危険物施設保安員等の選任を指導する。
- イ 危険物取扱の安全確保のため予防規程の作成遵守を指導する。

2 高圧ガス

県は、高圧ガス施設管理者と密接に連携し、次の予防対策を行う。

- (1) 高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査又は基準適合命令を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。
- (2) 経済産業大臣、警察及び消防機関との必要な情報交換等密接な連携のもとに、防災上の指導を行う。
- (3) 埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報を配付するなど防災上の指導を行う。
- (4) 高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

3 銃砲・火薬類

県は、銃砲、火薬類の製造所及び販売所の管理者と密接な連携を保ち、災害の防止を図る。

- (1) 猟銃・火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱を武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう指導又は措置命令を行い、公共の安全の確保を図る。
- (2) 経済産業大臣、警察及び消防本部と協調し取締指導方針の統一、情報交換等を行うほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導を行う。
- (3) 埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、公益社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故例の配付を行い、火薬類の自主保安体制の確立を図る等の防災上の指導を行う。

4 毒物・劇物

- 県は、毒物、劇物の製造所及び営業所の管理者と密接な連携を保ち、災害の防止を図る。
- (1) 毒物・劇物の製造・輸入・販売・取扱について、毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。
 - (2) 警察及び消防本部と協調し、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導を行う。
 - (3) 埼玉県毒物劇物協会の協力のもとに、毒物劇物安全管理講習会等を開催して、毒物・劇物の適正管理などについて防災上の指導を行う。

第2 危険物施設災害応急対策

【消防署】【施設管理者】

1 活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

2 応急措置

- 施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講じる。
- (1) 危険物の流出及び拡散の防止
 - (2) 流出した危険物の除去、中和等
 - (3) 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
 - (4) その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

第3 高圧ガス災害応急対策

【消防署】【施設管理者】

1 活動方針

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は、二次的災害を起こすおそれがあることから作業は必ず中止し、必要に応じガスを安全な場所に移し、又は放出し、市民の安全を確保するため退避させる等の措置を講じるとともに、直ちに消防署又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

2 応急措置

- (1) 高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成17年3月17日決裁）」に基づき応急措置を実施する。
- (2) 施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講じる。
 - ア 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
 - イ 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は安全な場所に移す。
 - ウ 上記ア、イに掲げる措置を講じることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の市民に退避するよう警告する。
 - エ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。
- (3) 県知事（権限移譲市の長）は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある

場合には高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの消費設備については、市長が緊急措置命令を発する。

第4 火薬類災害応急対策

【消防署】【施設管理者】

1 活動方針

火薬類取締法により、火薬庫が火災、水災等により危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当面の責任者は応急の措置を講じるとともに、すみやかに警察官、消防職員、消防団員等のうち最寄りの者に届け出ることとし、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講じる。

2 応急措置

施設の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にし、次の措置を講じる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、警備員等を配置し、関係者以外の者の出入り、接近等を一切禁止する。
- (2) 道路が危険な状態である、又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講じる。
- (3) 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置を取り、危険区域内の市民等を避難させるための措置を講じる。

第5 毒物・劇物災害応急対策

【消防署】【施設管理者】

1 活動方針

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生じるおそれがあるときは、施設管理者が直ちにその旨を保健所、警察署又は消防署に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じる。

また、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講じる。

なお、特殊な災害に対処するために、必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害部隊（毒劇物対応隊）により、応急措置を講じる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にし、速やかに次の措置を講じる。

- (1) 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講じる。
- (2) 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講じる。
- (3) 毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。

第6 サリン等による人身被害対策

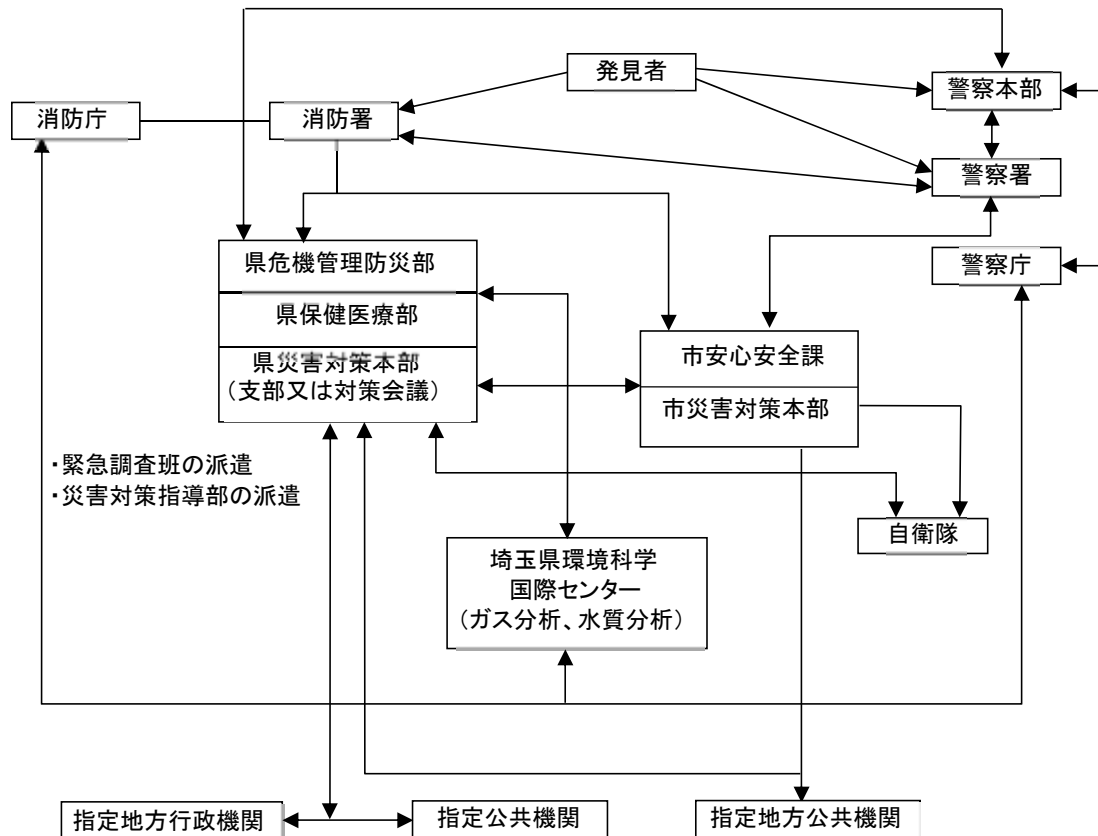
【安心安全班】【消防署】

本計画は、市内にサリン等による人身被害（以下「人身被害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、市の区域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並

びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を配備して、その活動体制に万全を期するため定める。

1 活動体制

市は、市の地域に人身被害が発生した場合においては、法令、県地域防災計画及び地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努める。

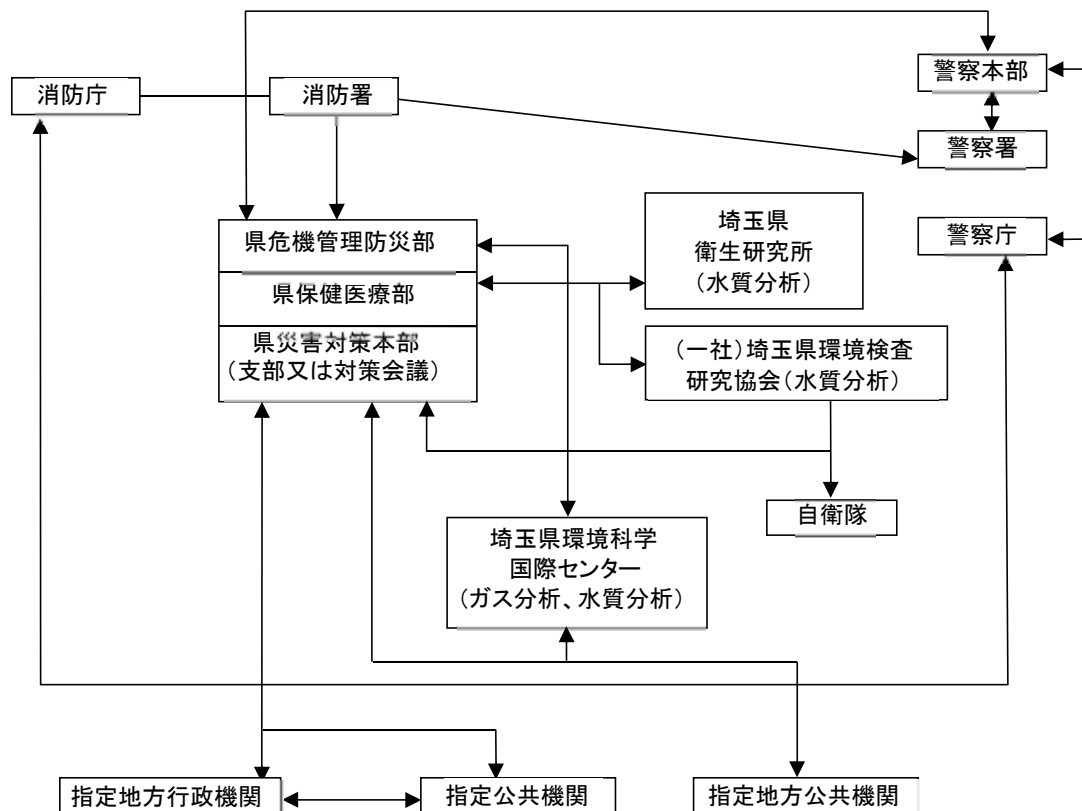


【サリン等による人身被害の連絡通報体制】

2 応急措置

(1) 原因解明

人身被害発生直後は、原因物質の特定が不可能な状況が予想されるため、通報を受けた防災関係機関は、次の体制により、迅速、確実な原因解明と、応急措置の速やかな実施に努める。



【サリン等による人身被害の原因解明のための連絡体制】

(2) 情報収集

市は、市の区域内に人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、人身被害応急対策に関し、市が既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について報告する。

その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「震災対策編第3章第2節災害情報の収集伝達」を準用する。

(3) 立入り禁止等の措置

消防署及び警察署は、相互に連携を保ちながら、法令の定めるところにより人身被害に関わる建築物、車両その他の場所への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる者を退去させる。

(4) 救出、救助

市は、消防署を主体とした救出、救助活動に当たる。

(5) 医療救護

市は、市内に人身被害が発生した場合、「震災対策編第3章第9節救急救助・医療救護」を準用して、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県、医療機関等と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

(6) 救急搬送

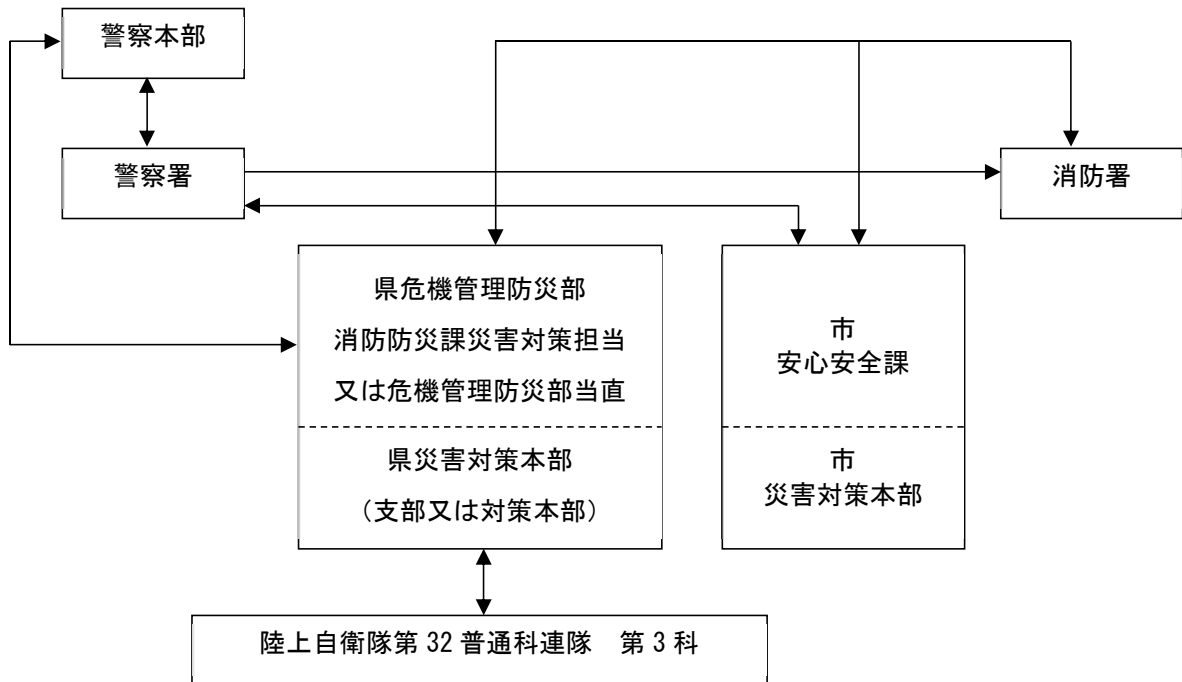
救急搬送については、「震災対策編第3章第9節救急救助・医療救護」を準用する。

(7) 医療機関の確保

医療機関の確保については、「震災対策編第3章第9節救急救助・医療救護」を準用する。

(8) 汚染除去

市内に人身被害が発生した場合、汚染除去は県知事が自衛隊に要請し、実施する。



【自衛隊有毒物質汚染除去派遣要請連絡系統】

(9) 避難誘導

市長、警察官等は、「震災対策編第3章第11節避難支援」を準用して、被害拡大のおそれがあると認められるときは、必要に応じて被害現場周辺の市民に対して避難勧告又は避難指示を行う。

(10) 応援要請

県は、毒性ガス発生事件と推測される場合に、市長と緊密な連絡を図りながら、情報収集等を含む、より迅速な派遣要請がなされるように対処する。自衛隊への応援要請は「震災対策編第3章第4節自衛隊災害派遣要請」を準用する。

第3節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

第1 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策の基本的な考え方

【安心安全課】【環境課】【消防署】【事業所】

1 趣旨

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故では、その影響は広範囲に拡大し、市民生活にも大きな影響が及んだところである。

本計画では、核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が一般環境中に飛散する等の事故（以下「放射線関係事故」という。）が発生した場合の影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ円滑な対応を図るため、特に地域防災計画にその予防対策、応急対策、復旧対策を定める。

2 現況

市には、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用事業所（放射線障害防止法に基づく届け出事業所）が所在している。

一方、県内には原子力施設（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第6条の2第1項に基づき原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」の対象となる施設をいう。以下同じ。）は立地していない。また、本市は、近隣県にある原子力施設の原子力災害対策重点区域（原子力災害対策指針において、原子力施設の特性等を踏まえ、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じる区域である「予防的防護措置を準備する区域」（PAZ：Precautionary Action Zone・実用発電用原子炉の場合は施設から概ね半径5km）及び「緊急時防護措置を準備する区域」（UPZ：Urgent Planning Zone・施設から概ね半径30km））に含まれていない。

しかしながら、本市から約95kmの位置にある東海第二原子力発電所をはじめ、福島第一・第二原子力発電所や柏崎刈羽原子力発電所、浜岡原子力発電所といった原子力施設が本県の周囲に立地している。

事故の未然防止には、専門知識を有する使用事業者の取組が最も重要であるが、放射性物質の取扱事業所は限られ、国からの連絡により県及び該当消防本部はその全施設を把握している。

3 計画において尊重する指針

この計画の専門的・技術的事項については、原子力災害対策指針を十分尊重するものとする。なお、原子力災害対策指針については、原子力規制委員会が今後の検討課題としている事項もあり、市はその動向に注視していくものとする。

■資料-88 原子力規制委員会が、今後詳細な検討等が必要な事項で、検討した内容を原子力災害対策指針に記載していくとしている事項

第2 放射線関係事故予防（計画） 【安心安全課】【環境課】【消防署】【事業者】

1 放射性物質取扱施設に係る事故予防対策

（1）放射性同位元素使用施設に係る事故予防対策

放射性同位元素使用施設管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏えい等放射線の発生による放射線障害のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、市、県、国に対する通報連絡体制を整備する。

（2）放射性物質取扱施設の把握

市、県及び消防機関は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

2 迅速かつ円滑な災害対策への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

市及び県は、国、関係市町村、警察、消防機関及び放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

イ 情報の分析・整理

市は、収集した情報を的確に分析・評価するため、必要に応じて専門家の派遣要請ができるよう、県及び国、その他関係機関との連携を図る。

ウ 通信手段の確保

市及び県は、放射線関係事故発生時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

なお、整備する情報連絡システムについては、「震災対策編第2章第8節第3情報通信設備の整備」を準用する。

(2) 災害応急体制の整備

ア 職員の体制

市は、職員の非常招集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。

また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

イ 防災関係機関の連携体制

市及び県は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておく。

また、災害の状況によっては、消火活動において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合も考えられるため、市は、必要に応じて専門家の助言が得られるよう、県及び国その他の関係機関との連携を図る。

ウ 広域応援連携体制の整備

放射線関係事故発生時は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、県は、他都県との応援協定を締結するなど、広域応援体制を整備、充実する。

(3) 緊急被ばく医療体制の整備

ア 緊急被ばく医療可能施設の事前把握

県は、あらかじめ県内の医療機関に対して、放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握する。

また、必要に応じて県外のこれらの施設、設備を備える医療機関との連携を図っておく。

市及び県は、あらかじめ県、消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備する。

イ 被ばく検査体制の整備

県は、放射線関係事故が発生した際、必要に応じて周辺住民及び他県からの避難者に対する外部被ばくの簡易測定が実施できるよう、あらかじめ県内保健所における検査体制の整備や、医療機関における検査体制を把握しておく。

ウ 傷病者搬送体制の整備

放射線関係事故が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、

第3節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

市内及び近隣の医療機関では対応しきれない被害が生じた場合等に備えて、県と協力し、ヘリコプター等による広域搬送体制の整備に努める。

なお、搬送に当たっては、放射線防護服を着用するなど、救急隊員等の二次汚染防止に留意する。

(4) 防護資機材の整備

市、県、警察及び消防機関は、放射線関係事故に備えて、救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努める。

(5) 放射線量等の測定体制の整備

県は、放射線関係事故が発生した場合に県内各地点における放射線量等を測定する体制を整備する。

(6) 避難所の指定及び避難収容活動への備え

ア 大規模な避難者の受入

放射線関係事故に伴う大規模な避難者の受入については「震災対策編第2章第8節第7避難」を準用する。

イ 避難所の指定

市は、放射線関係事故に備え、あらかじめ避難所を指定するとともに、市民への周知徹底を図る。

ウ 避難誘導

市は、放射線関係事故発生時に、高齢者、障がい者等の要配慮者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努める。

(7) 飲料水の供給体制の整備

市及び県は、放射線関係事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、県水の放射性物質の測定結果などにより安全性が確認された上で「震災対策編第3章第14節第1飲料水の供給」を準用して飲料水を供給する。特に、乳児に優先的な飲料水の供給を実施する場合は、国等と協働して実施する。

(8) 広報体制の整備

市及び県は、放射線関係事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

(9) 市民相談窓口の整備

市及び県は、市民等からの問い合わせ等に対応する体制をあらかじめ整備する。

(10) 防災教育・防災訓練の実施

ア 防災関係者の教育

市及び県は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、次の事項についての教育を実施する。

(ア) 放射線及び放射性物質の特性に関すること。

(イ) 放射線防護に関すること。

(ウ) 放射線による健康への影響に関すること。

(エ) 放射性物質事故発生時に県及び市がとるべき措置に関すること。

(オ) 放射性物質事故発生時に市民がとるべき行動及び留意事項に関すること。

(カ) 防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること。

(キ) その他必要と認める事項に関すること。

イ 市民に対する知識の普及

市及び県は、放射線関係事故の特殊性を考慮し、市民に対して平常時より防災対策に関する事項についての広報を行う。

広報の主な内容については、次のとおりとする。

(ア) 放射線及び放射性物質の特性に関すること。

(イ) 放射線防護に関すること。

(ウ) 放射線による健康への影響に関すること。

第3節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

- (エ) 放射性物質事故発生時に県及び市がとるべき措置に関すること。
- (オ) 放射性物質事故発生時に市民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (カ) その他必要と認める事項に関すること。

ウ 訓練の実施と事後評価

市及び県は、総合的な防災訓練を実施するに当たり、放射線関係事故も考慮して、訓練を実施する。

また、訓練後には、専門家等を活用した評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第3 応急・復旧対策

【安心安全班】【財政班】【消防署】

1 想定

市における放射性物質事故発生現場としては、核燃料物質等の輸送中及び医療機関、試験研究機関等の放射性同位元素使用施設における火災等が想定される。

なお、放射性輸送物は、収納される放射性物質の放射エネルギーに応じて輸送容器が区分される。放射エネルギーの少ない順にL型、A型、B型等に区分される。市内を通過する核燃料物質の輸送物は、専ら低濃縮ウランや六フッ化ウランなどのA型輸送物であるが、対策を定めるに当たり、B型輸送物^{注)}についても視野に入れたものとする。

さらに、市から比較的近い場所に立地している原子力発電所において放射能漏れ事故が発生した場合に備え、放射線量等の測定体制の整備、避難者等の外部被ばくの簡易測定及び健康相談窓口を開設する体制をあらかじめ想定する。

また、これら対策を講じる場合にあっては、国などが行う主体的な対策と密接に連携し行う。

注) B型輸送物：大量の放射性物質を収納しているため、輸送中に予想される大事故にも十分耐えられるように極めて強固な輸送物として安全性を確保するもの。

2 核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策

(1) 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

ア 事故情報の収集・連絡

(ア) 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第2条第1項第3号に定める者。（以下「事業者」という。））の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏えい等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める第10条通報様式により、また、それ以降は次の事項について、消防本部、警察署に通報するとともに、県、事故が市内で発生した場合は市及び関係省庁などに通報する。

- a 特定事象発生の場所及び時刻
- b 特定事象の種類
- c 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
- d 気象状況（風向・風速など）
- e 周辺環境への影響
- f 輸送容器の状態
- g 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
- h 応急措置
- i その他必要と認める事項

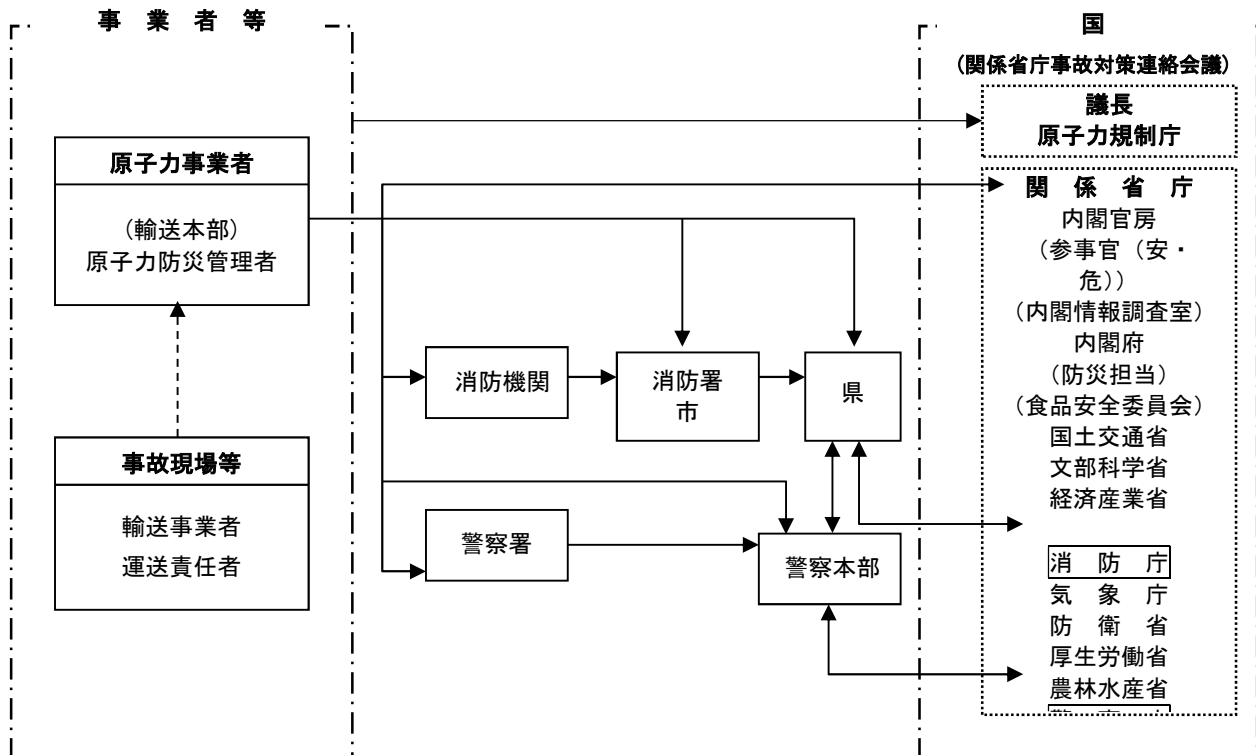
県は、事業者などから受けた情報について、関係省庁等、市、道路管理者及び警

第3節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

察・消防など関係機関等との間で交換などを行う。

(イ) 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は、次のとおりとする。



注) 通報先は事故発生現場を管轄する県、市、消防署、消防機関、警察署である。

【核燃料物質等輸送時の(特定事象)発生に係る連絡系統】

(ウ) 核燃料物質等による事故の影響の早期把握のための活動

県は、原子力事業者等などが行う緊急時モニタリング(国、原子力事業者及び国の委託を受けて県が行う放射線量等の測定を「モニタリング」という。)の結果について、その通報を受けるなど、核燃料物質等による環境への影響について把握する。

また、市は、県、国、関係機関に対し緊急時モニタリングの実施、要員及び資材の派遣について、必要に応じて要請する。

(エ) 応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、県、市及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、県が実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するとともに、国などに、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

イ 通信手段の確保

市及び県は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保する。

また、電気通信事業者は、市及び県の防災関係機関の通信の確保を優先的に行う。

(2) 活動体制の確立

ア 原子力事業者等の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者(以下「事業者等」という。)は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じる。

事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講じるとともに、警察官、海上保安官又

第3節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

は消防署員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施する。

なお、事業者等の講じるべき措置は、次のとおりとする。

- (ア) 関係機関への通報・連絡
- (イ) 異常事態発生に伴う放射線モニタリング
- (ウ) 消火及び輸送物への延焼防止
- (エ) 輸送物の移動
- (オ) 立入制限区域の設定及び立入制限（事故発生現場の半径 15m 以内について、立入を制限する）
- (カ) 汚染の拡大防止及び除染
- (キ) 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者の救出
- (ク) その他放射線障害の防止のために必要な措置

イ 警察の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた警察は、事故の状況把握に努めるとともに、指揮体制を確立し、状況に応じて警察官の安全確保を図りながら、事業者等、その他関係機関と協力して人命救助及び交通規制等の必要な措置を講じる。

ウ 消防機関の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を消防庁及び県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講る。

注) 警戒区域の設定に係る留意事項

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）として、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径 15m 以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後おおむね 100m を確保する。

エ 自衛隊の災害派遣要請

県知事は、事故の規模や収集した被害状況等から判断し、必要があると認められる場合には、自衛隊の災害派遣要請を行う。

市長は、応急措置を実施するために必要があると認められるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

なお、自衛隊の災害派遣要請については、「震災対策編第3章第4節自衛隊災害派遣要請」を準用する。

オ 市の活動体制

市は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常招集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制を取り、関係機関相互の連携を図る。

(3) 消火活動

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行う。

消防署は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行う。

また、県の応急計画では、被災地以外の市町村は、被災市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、迅速かつ円滑に応援を実施することを要請している。

(4) 原子力緊急事態宣言発出時の対応

ア 災害対策本部の設置等

原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、県及び市は、それぞれ災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として国の原子力災害対策本部又は現地対策本部に出席するとともに、必要に応じて、次の措置を講じる。

イ 災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、又は原子力災害の危険性

第3節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

が解消されたと認めたときは、災害対策本部を閉鎖する。

(5) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

ア 緊急輸送活動

市及び県は、車両等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。

イ 交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

交通規制に当たっては、道路管理者及び警察は、相互に密接な連絡を取る。特に、原子力規制庁等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先するなど配慮する。

(6) 退避・避難収容活動など

ア 退避・避難等の基本方針

市及び県は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令した場合等、国から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護するために必要があると判断するときは、屋内退避又は避難勧告又は避難指示の措置を講じる。

この場合においては、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障がい者、外国人その他要配慮者にも十分配慮する。

■資料-89 OIL と防護措置について

イ 警戒区域の設定

(ア) 警戒区域の設定

市長は、原子力事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避又は避難を行う区域（警戒区域）を指定する。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径 15m とする。

(イ) 市民への屋内退避・避難等の実施の指示

市長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避又は避難の措置を講じるよう、地域住民に指示等を行う。

また、県知事は、市内の区域を越えてこれらの退避・避難を行う必要が生じた場合は、災害対策基本法第 72 条第 1 項の規定に基づき、受入先の市町村長に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施について、市長を応援するよう指示する。

(ウ) 関係機関への協力の要請

市長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請する。

ウ 退避・避難等の実施

市長は、屋内退避対象市民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をする。

また、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ、管理者の同意を得た上で、避難所を開設する。

この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障がい者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講じる。

エ 避難所の運営管理

市は、避難所の開設に当たっては、情報の伝達、飲料水、食糧等の配布、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図る。

また、市は、避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努める。

オ 要配慮者（高齢者・障がい者等）への配慮

市は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障がい者等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮する。

特に高齢者、障がい者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努める。

カ 市民への的確な情報伝達活動

(ア) 市民への情報伝達活動

市及び県は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

(イ) 市民等からの問い合わせへの対応

市及び県は、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備する。

また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

(7) 核燃料物質等の除去等

事業者は、市及び防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行う。

(8) 各種規制措置と解除

ア 飲料水・飲食物の摂取制限

市及び県は、警戒区域を設定した場合など、原子力事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限を行う。

■資料-89 OIL と防護措置について

イ 解除

市、県、原子力事業者等及び消防署等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された場合、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行う。

(9) 被害状況の調査等

市は、県の指示に基づき、次の事項を実施する。

ア 被災者の登録

医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、市は、原則として避難所に収容した市民を登録する。

イ 被害調査

市は、県の指示に基づき次に掲げる事項に起因して被災地の市民が受けた被害について調査する。

(ア) 退避・避難等の措置

(イ) 立入禁止措置

(ウ) 飲料水、飲食物の制限措置

(エ) その他必要と認める事項

ウ 汚染状況図の作成

県は、緊急時モニタリングの結果に基づき、被災地域の汚染状況図を作成するとともに、医療及び損害賠償請求等に必要な資料と記録を整備・保有する。

(10) 市民の健康調査等

市及び県は、退避・避難した市民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、市民の健康維持と民心の安定を図る。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、県が把握している医療機関と連携を図り、収容等を行う。

なお、この場合の搬送等を行うに当たっては、二次汚染に十分配慮し、実施する。

3 放射性物質取扱施設事故対策に係る応急・復旧対策

核燃料物質及び放射性同位元素の取扱施設における事故時の対応は、次のとおりとする。

(1) 事故発生直後の情報の収集・連絡

ア 事故情報の収集・連絡

(ア) 放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡

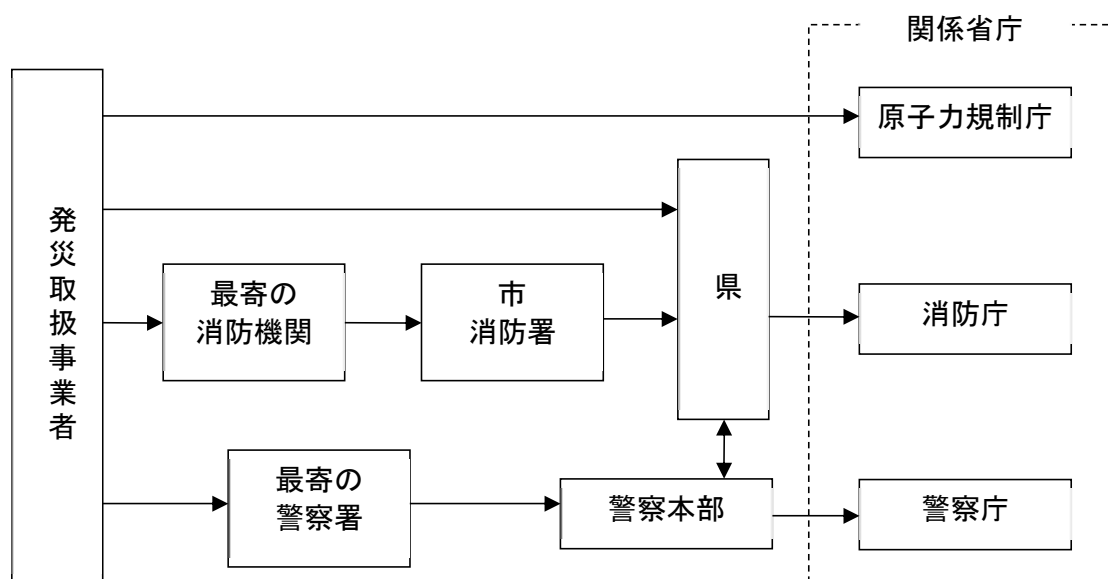
放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合は、速やかに次の事項について、市、県、警察、消防署及び国の関係機関に通報する。

- a 事故発生の時刻
- b 事故発生の場所及び施設
- c 事故の状況
- d 気象状況（風向・風速）
- e 放射性物質の放出に関する情報
- f 予想される災害の範囲及び程度等
- g その他必要と認める事項

県は、放射性物質取扱事業者から受けた情報を直ちに総務省消防庁及び市など関係機関等へ連絡する。

(イ) 放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統は、次のとおりである。



【放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る連絡系統】

第3節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

(ウ) 放射性物質による事故災害の影響の早期把握のための活動

県は、国と連携し、必要に応じて、放射性物質による環境への影響について把握する。

(エ) 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、市、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するとともに、国に、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

イ 通信手段の確保

市及び県は、事故発生後直ちに災害情報連絡のための連絡体制を確保する。

また電気通信事業者は、市及び県の通信の確保を優先的に行う。

(2) 活動体制の確立

市及び県は、埼玉県地域防災計画「第6編第3節第3 2核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策」を準用し、活動体制の確立を図る。

4 原子力発電所事故災害に係る応急・復旧対策

(1) 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準（出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」）

原子力災害においては、初期対応段階では、情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う必要がある。

ア 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする。

ただし、これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおりに発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すべきである。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状況等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）を設定する。

各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じた EAL の設定については、原子力規制委員会が示す EAL の枠組みに基づき原子力事業者が行う。

■資料-90 各緊急事態区分を判断する EAL の枠組みについて

イ 運用上の介入レベル（OIL）

全面緊急事態に至った場合には、市民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には上記アの施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を、防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの

第3節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に市民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講じる場合には、避難場所等でのスクリーニングの結果から除染等の措置を講じるようにしなければならない。さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル(Operational Intervention Level。以下「OIL」という。)を設定する。

■資料-91 原子力事業者、国、地方公共団体が探ることを想定される措置等

■資料-92 防護措置実施のフローの例

- (2)「事故対策編第3節第3 2 核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策(4)～(10)」については、原子力発電所事故対策にも準用する。

ただし、警戒区域の設定の範囲については、緊急時モニタリング及び県、市による放射線量の測定の結果等を踏まえて検討を行う。

(3) 放射線量等の測定体制の整備

ア 市民及び他県からの避難者の外部被ばく程度を確認するための簡易測定

県は、市民及び他県からの避難者に対し、必要に応じて避難所、保健所、医療機関等において外部被ばくの程度を確認するための簡易測定を実施するとともに保健所における健康相談窓口を開設する。

イ 空間放射線量の測定体制の整備

市及び県は、モニタリングポストにおける空間放射線量の測定だけでは十分な情報を収集できないとき、市民の日常生活に密着する場所で空間放射線測定を実施し、市内における放射線量の分布を把握する。

ウ 飲料水及び給食用食材の放射性物質測定体制の整備

市及び県は、飲料水及び農畜水産物については、安全性を確保するとともに風評被害を防ぐため、原子力災害対策指針及び国等が定める環境放射線モニタリングに係る指針等に基づき国と緊密な連携を図りながら、飲料水、農畜水産物及び飼料等の放射性物質の測定を実施し、市民に迅速かつ的確な情報を提供するとともに、必要に応じて「事故対策編第3節第3 2 核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策(8)」の摂取制限等を行う。

エ 浄水発生土及び下水道汚泥等の放射性物質測定体制の整備

県は、浄水発生土及び下水道汚泥等に含まれる放射性物質を測定することで、放射能濃度に応じた適切な管理を行う。

第4節 農業災害対策計画

第1 農業災害対策

【農政課】

暴風雨、豪雨、降雹（ひょう）、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農業関係災害に関し、その災害予防、災害発生時の的確・円滑な災害対策の実施を図るため、必要な活動体制及び措置については、他の法令等によるもののほか、この計画に定めるところによる。

1 実施計画

（1）注意報及び警報の伝達

安心安全課は、次の注意報及び警報等の伝達を受けたときは、農政課へ伝達する。

なお、土曜、日曜、祝祭日並びに夜間に注意報等の発令があった場合は、別に定める凍霜害予防計画を除き原則として伝達を行わない。

【伝達する注意報の種類】

区 分	種 類
注意報	強風、大雨、大雪、雷、霜、低温、洪水
警報	暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水
その他の気象情報	大雨、洪水、台風、低温

（2）措置

春日部農林振興センターは、県の農業支援課からの伝達に基づき、関係機関へ伝達するとともに市へ必要な指導を行う。

2 災害の応急対策及び復旧

（1）農作物・農業生産施設

被害実態に応じて草樹勢の回復、病虫害の防除、損壊施設の応急措置等に係る必要な技術対策を速やかに樹立し、その指導の徹底を期する。

また市は、災害規模・損失程度により農業生産力の維持及び農業経営の安定に必要な認められる場合は、「埼玉県農業災害対策特別措置条例」に基づく助成措置を県に要請する。

（2）農地及び農業用施設

被災農地・農業用施設の原形復旧等、機能回復に万全を期すとともに、災害程度・損失程度に応じて「埼玉県農地・農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱」に基づく必要な助成措置を県に要請する。

（3）家畜・家禽

災害に伴い発生するおそれのある家畜感染性疾病及びその他の多発性病を予防するため、災害の態様に応じて必要な措置を県に要請する。

また、飼料の確保について、飼料の円滑な流通と価格の安定を図るよう県より指導を受ける。

（4）その他

卸売市場、農林業関係団体の施設など、（1）～（3）以外についても、被害状況の迅速な把握に努め、適切な指導を受けるとともに、被害程度に応じて必要な対策を講じる。

第5節 道路災害対策計画

第1 道路災害予防

【道路課】

アンダーパスの崩壊、橋りょうの落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合に備えた予防対策について定める。

1 道路の安全確保

(1) 道路交通の安全のための情報の充実

ア 道路管理者

道路管理者は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象及び水象に関する情報を有効に活用するため、情報を活用できる体制を整備しておく。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策をとるため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備する。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に災害発生危険性の情報等を迅速に提供するための体制を整備する。

イ 警察

警察は、道路交通安全のための情報の収集、連絡体制を整備する。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制を整備する。

(2) 道路施設等の整備

ア 危険箇所の把握

道路管理者は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行う。

また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時交通規制区間及び特殊交通規制区間として事前設定し、交通関係者並びに市民や道路利用者に広報する。

イ 予防対策の実施

(ア) 道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。

(イ) 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。

(ウ) 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

(エ) バイパスの整備や多車線化などにより、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。また、道路管理者は、災害が発生した際、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努める。

ウ 資機材の整備

道路管理者は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有しておく。

2 情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・連絡体制の整備

市及び道路管理者は、県、国、関係市町村、警察、消防署等の関係機関との間に情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化を図る。

(2) 通信手段の確保

市は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

なお、市の整備する情報連絡システムについては、「震災対策編第2章第8節第3情報通信設備の整備」を準用する。

3 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制の整備

市及び道路管理者は、各機関における職員の非常招集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員へ周知する。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

なお、職員の非常招集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておく。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進するなど、平常時からの関係機関との連携を強化しておく。

また、県内関係市町村による消防相互応援体制の整備に努める。

4 緊急輸送活動体制の整備

(1) 市、道路管理者

道路災害発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、市は、「震災対策編第2章第8節第2 防災拠点の整備」に定める緊急輸送ネットワークの整備に努める。

また、市及び道路管理者は、情報板等の道路交通関連施設について発災時の道路交通管理体制の整備に努める。

(2) 警察

警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等と締結した支援協定（災害時における交通誘導警備業務等に関する細目協定）の充実強化に努めるとともに、発生時において交通規制が実施された場合の車両等の運転者の義務について、平常時から周知を図る。

また、情報通信ネットワークの整備などにより、災害時の道路交通管理体制を整備する。

5 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、市民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成する。

第2 道路災害応急対策

【安心安全班】【土木班】【消防署】

1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

ア 事故情報等の連絡

(ア) 道路管理者

道路管理者は、道路構造物の被災等による大規模事故発生時は、速やかに市、県、関係都県及び国土交通省に連絡する。

(イ) 県

県は、国（国土交通省）及び道路管理者から受けた情報を、市、警察及び各関係機関等へ連絡する。

イ 災害発生直後の被害情報の収集・連絡

（ア）道路管理者

道路管理者は、被害状況を、市、県、関係都県及び国土交通省に連絡する。

（イ）県

県は、必要に応じてヘリコプター等による目視、撮影等による被害情報の収集を行う。

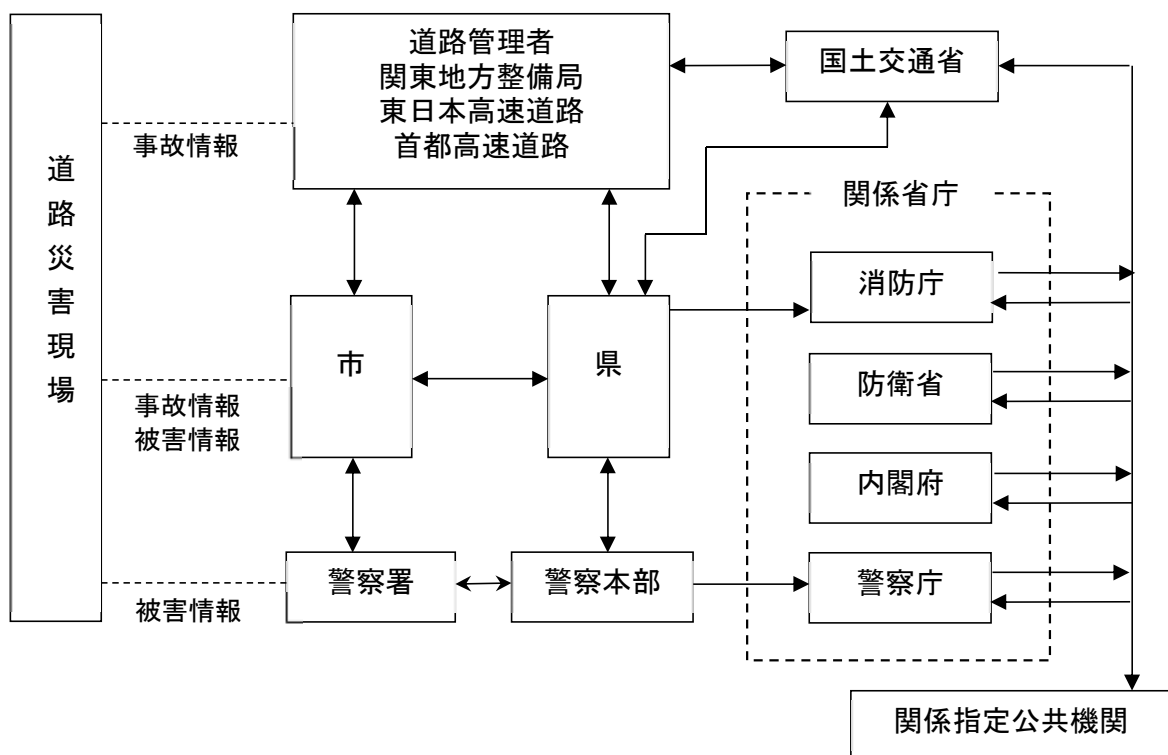
また、市から被害情報を収集するとともに、映像情報等の被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を道路管理者、市、関係都県、警察及び国（国土交通省・消防庁）に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。

（ウ）市

市は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。

ウ 道路災害情報の収集・連絡系統

道路災害情報の収集・連絡系統は、次のとおりとする。



【道路災害情報の収集・連絡系統】

エ 応急対策活動情報の連絡

（ア）道路管理者

市、県、国（国土交通省）に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡する。

（イ）県

県は、必要に応じてヘリコプター等による目視、撮影等による被害情報の収集を行う。

また、市から被害情報を収集するとともに、映像情報等の被害規模に関する概括

的な情報を把握し、これらの情報を道路管理者、市町村、関係都県、警察及び国（国土交通省・消防庁）に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。

(ウ) 市

市は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。

(2) 通信手段の確保

市、県等の防災機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。また電気通信事業者は、市、県等の防災機関の重要通信の確保を優先的に行う。

2 活動体制の確立

(1) 市の活動体制

市は、東北自動車道及び圏央道での大規模交通事故発生時、発災後速やかに職員の非常招集を行い、被害状況等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

また、市は、大規模災害発生時、災害対策本部を設置し、速やかに県に対して設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整える。

(2) 自衛隊の災害派遣要請

県知事は、災害の規模や収集した被害状況から判断し、必要があると認められる場合には、自衛隊の災害派遣要請を行う。

市長は、応急措置を実施するために必要があると認められるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

なお、自衛隊の災害派遣要請については「震災対策編第3章第4節自衛隊災害派遣要請」を準用する。

(3) 警察の活動体制

警察は、道路災害発生時は、警察本部及び関係警察署にそれぞれ所要の指揮体制を確立し活動する。

(4) 道路管理者の活動体制

道路管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講じるとともに、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な対策を講じる。

(5) 広域的な応援体制

県知事は、市長の要請があった場合、また特に必要があると認められるときは、被災市を応援するよう他の市町村長に対し指示する。

また、県知事は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他都道府県知事等に対し、応援を求めるほか、広域的な応援協定に基づく応援要請を行う。

3 消火活動

(1) 道路管理者

道路管理者は、市、県、警察等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力する。

(2) 消防機関

消防署は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急

度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

(2) 交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

警察は、道路管理者と連携を保ち緊急輸送を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

交通規制に当たっては、道路管理者及び警察は、相互に密接な連絡を取る。

緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行う。

5 危険物の流出に対する応急対策

(1) 道路管理者

道路管理者は、危険物の流出が認められる場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

(2) 消防署

消防署は、危険物の流出が認められる場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

(3) 警察

警察は、危険物の流出が認められる場合、直ちに警戒線を設定し、避難誘導活動を行う。

6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

(1) 道路管理者

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。

また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

(2) 警察

警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講じる。

また、警察は災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講じる。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

市は、相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に被災者等へ提供する。

また、情報提供に当たっては、市の防災行政無線、広報車、市のホームページ、掲示板、広報紙等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

(2) 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに市民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。また、効果的・効率的な情報

の収集・整理並びに提供に努める。

8 道路災害からの復旧

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。道路管理者は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第6節 鉄道事故対策計画

第1 目標

本計画は、県の地域において列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷者を伴う鉄道災害の発生を予防するとともに、事故発生時における応急救助対策、復旧等の諸対策について定める。

鉄道事業者は、災害時のみならず日常においても、適切な情報収集及び旅客への情報提供など、適切な予防、応急対策が行われている。今後は、それぞれの事業者が持っている情報を相互に交換することにより、効果的な活動が行えるようにする必要がある。

第2 活動体制 【安心安全班】【保健衛生班】【消防署】【東日本旅客鉄道(株)】

1 鉄道事業者の活動体制

事業者等は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立入り制限等事故の状況に応じた応急措置を講じる。

警察官又は消防職員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

2 県の活動体制

(1) 任務

県は、県内に鉄道事故が発生したときは、法令又は県防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県の他の執行機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る事故災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する事故災害応急対策の実施を助け、かつ、総合調整を行う。

(2) 鉄道事故対策における災害対策本部の設置

ア 県内に相当規模以上の鉄道事故が発生した場合、県は、災害対策本部及び事故発生地域の管轄市町村を担当する支部又は現地災害対策本部を設置し、応急活動に当たる。

イ 県内に鉄道事故が発生した場合で、事故災害が極めて局地的と思われる場合、県は、埼玉県危機対策会議を設置、開催し、応急活動に当たる。

3 市の活動体制

市は、市内に鉄道事故が発生した場合においては、法令、県防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び市民の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

4 連絡通報体制

鉄道事故発生時の通信連絡手段は、「震災対策編第3章第2節災害情報の収集伝達」に準ずる。

第3 応急措置 【安心安全班】【保健衛生班】【消防署】【東日本旅客鉄道(株)】

鉄道事故発生時の応急措置は、「震災対策編第3章の各節」に定める応急対策計画に準ずるものとするが、市内の東北新幹線区間内で脱線事故や緊急停止などが発生した場合には、次

に掲げる項目についても万全を期する。

(1) 情報収集

市は、市内に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市が既に措置した事項及び今後の措置に関する事項についても報告する。

その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「震災対策編第3章第2節災害情報の収集伝達」に準ずる。

(2) 乗客等の避難

鉄道事故が発生し、乗客等の生命、身体に危険が及ぶ場合、避難誘導を行う。

なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

ア 事業者等の対応

事業者等は、鉄道事故発生時は、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

イ 警察の対応

警察は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、消防機関と協力し列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入禁止等の措置を講じる。

ウ 消防の対応

消防署は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、警察機関と協力し、列車内又は駅構内の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入禁止等の措置を講じる。

(3) 災害現場周辺の市民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の市民の生命、身体及び財産に危害が及ぶおそれがある場合には、市長は、「震災対策編第3章第11節避難支援」に準じ、避難勧告又は避難指示を行う。

(4) 救出、救助

ア 市

(ア) 事故救急対策本部等、消防機関を主体とした救出、救助活動に当たる。

(イ) 協力者の動員を行う。

(ウ) 避難所を開設し、要配慮者を優先して収容する。

イ 警察

(ア) 市長等の事故災害救護の責任を有する機関と協力して被害者の救出を行い、状況により、市長の行う救出、救助活動に協力する。

(イ) 事故災害が発生した場合、事故災害現場にある消防署等と協力して積極的に生命の危険にひんしている者の発見に努め、かつ、これを救出するとともに、危険箇所の監視、警ら等を行う。

(5) 消火活動

鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、消防署は、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施する。

(6) 応援要請

鉄道事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。

自衛隊への応援要請は「震災対策編第3章第4節自衛隊災害派遣要請」に、又他機関への応援要請は「震災対策編第3章第5節応援要請・要員確保」に準ずる。

(7) 医療救護

市は、市内に鉄道事故が発生した場合には、「震災対策編第3章第9節救急救助・医療救護」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県、医療機関等と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

第7節 航空機事故対策計画

第1 目標

本計画は、航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が市内で発生した場合に、市の区域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令、県及び市の地域防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を配備して、その活動体制に万全を期するため定める。

第2 活動体制

【安心安全班】【県】【航空事業者】

1 事業者

事故機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合には、東京空港事務所に速やかに通報する。(航空法第76条)

警察官又は消防署員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

2 市

市の地域に航空機事故が発生した場合には、法令、県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

3 県

(1) 責務

県は、県内に航空機事故が発生したときは、法令又は県防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県の他の執行機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る事故災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する事故災害応急対策の実施を助け、かつ、総合調整を行う。

(2) 航空機事故対策における災害対策本部の設置

ア 県内に相当規模以上の航空機事故が発生した場合、県は、災害対策本部及び事故発生地域の管轄市町村を担当する支部又は現地災害対策本部を設置し、応急活動に当たる。

イ 県内に航空機事故が発生し、又は発生するおそれのある場合で、事故災害が極めて局地的と思われる場合、県は、埼玉県危機対策会議を設置、開催し応急活動に当たる。

第3 応急措置

【安心安全班】【保健衛生班】【消防署】

1 情報収集

市は、市の区域内に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「震災対策編第3章第2節災害情報の収集伝達」を準用する。

2 避難誘導

(1) 乗客等の避難

航空機事故が発生し、乗客の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。

なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

ア 事業者の対応

事故機を所有する事業者は、航空機事故発生時は、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

イ 警察の対応

警察は、航空機事故発生時は、事業者、消防機関と協力し、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入禁止等の措置を講じる。

ウ 消防の対応

消防署は、航空機事故発生時は、事業者、警察と協力し、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入禁止等の措置を講じる。

(2) 災害現場周辺の市民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の市民の生命、身体及び財産に危害が及ぶ場合、市長は、「震災対策編第3章第11節避難支援」に準じ、避難勧告又は避難指示を行う。

3 救出、救助

(1) 市

ア 事故救急対策本部などの消防署を主体とした組織の一員として救出、救助活動に当たる。

イ 協力者の動員を行う。

(2) 警察

ア 警察は、市長等の事故災害救護の責任を有する機関と協力して被害者の救出を行い、状況により、市長の行う救出、救助活動に協力する。

イ 警察は、事故災害発生時、事故災害現場にある消防署等と協力して生命の危険にひんしている者の発見に努め、かつ、これを救出するとともに、危険箇所の監視、警ら等を行う。

4 消火活動

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されることから、消防署は、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

5 応援要請

航空機事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。

自衛隊への応援要請は、「震災対策編第3章第4節自衛隊災害派遣要請」に、また、他機関への応援要請は、「震災対策編第3章第5節応援要請・要員確保」に準ずる。

6 医療救護

市は、市内に航空機事故が発生した場合には、「震災対策編第3章第9節救急救助・医療救護」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県、医療機関等と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

第8節 文化財災害対策計画

第1 基本方針

【学び支援課】【いきいき教育課】

文化財そのものを保護するための防災対策はもちろん、文化財保護に関する市民の意識を広め、高めるための施策も重要である。

市内に存在する貴重な文化財を正しく後世に伝えるため、災害から保護・保全するための対策について定める。

なお、市内において現在特に防火、防災を必要とする「指定文化財建造物」は、資料編のとおりである。

第2 実施計画

【学び支援課】【いきいき教育課】

1 予想される災害

文化財に対する災害は、有形文化財全般にわたるものとして、風水害、地震、火災、落雷などにより失われることが予想されるが、そのほとんどが火災によって失われているのが現状である。

2 文化財の防火対策

文化財の防火対策を徹底するため、次の事項について徹底に期する。

(1) 火災予防体制

- ア 防火管理体制の整備
- イ 文化財に対する環境の整備
- ウ 火気使用の制限
- エ 火気の厳重警戒と早期発見
- オ 自衛消防と訓練の実施
- カ 火災発生時における措置の徹底

(2) 防火施設の整備強化

- ア 火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化
- イ 消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンチャー、動力消防ポンプ等の充実強化
- ウ 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化

(3) その他

- ア 文化財に対する防火思想の普及徹底のための映画会、講習会等の広報活動
- イ 所有者に対する啓発
- ウ 管理保護についての助言と指導
- エ 防災施設に対する助成

■資料-93 白岡市指定文化財一覧

第5編 複合災害対策編

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

このため、市及び県、防災関係機関は、地震及び風水害による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、市民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させる。

複合災害は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講じていく。

市及び県、防災関係機関が複合災害に対応するに当たっての基本的な方針を次に示す。

(1) 人命救助が第一

人命の救助を第一に、行政と自衛隊、警察、消防などの防災機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

(2) 二次被害の防止

各自の役割を果たすとともに、市内被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

(3) ライフラインの復旧

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

第1節 対策の方向性

複合災害発生時の困難な状況下で、的確な災害対応を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、市内の災害対応資源(※1)で対応可能かどうかを判断し、もし災害対応資源が不足するようであれば、市外や県外からの応援を速やかに確保することが重要である。そのためには、日頃から、考えられる複合災害の種類・規模・被害量の想定、市内の災害対応力の的確な把握、受援計画の策定及び検証、国や他の自治体との応援・受援体制の確立を進めるとともに、迅速・的確な情報収集力、判断力、実行力を養うことが必要である。

※1 本市域に属し、災害対応のために活用できる人や組織(行政・警察・消防など防災関係機関)、施設、備蓄、資機材などの地域資源のことを指す。

第2節 予防・事前対策

第1 複合災害に関する防災知識の普及

【安心安全課】

自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生確率は低いとしても複合的に発災する可能性があること、また、その災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関間で共有するとともに、市民に対して周知する。

1 複合する可能性のある災害の種類

(1) 地震災害

(2) 風水害(風害、水害、雪害)

(3) 大規模事故災害(大規模火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故)など

2 複合災害の対応困難性の分析

単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の2つのパターンに分けられる。

パターン1

先発の災害により、災害対応資源が著しく低下しているところに、後発の災害が起き、後発の災害の被害を拡大化する。

(例)

先発災害	巨大地震の発生→堤防・水門が損傷、機能低下
後発災害	巨大台風が直撃
影響	河川氾濫が発生（利根川・荒川決壊など）

パターン2

先発の災害により被害を受けた地域が未だ復旧・復興活動中に、後発の災害に再び襲われ、元からの災害対応を大規模にやり直さなくてはならない状況になる。

(例)

先発災害	巨大地震の発生
後発災害	復旧・復興活動中（1年以内）に巨大台風が直撃
影響	先発災害の復旧・復興に大規模なダメージ、後発災害への対応の遅れ

なお、いずれのパターンにしても、近隣都県や近隣市町が同時被災する可能性を含んでおり、近隣都県や近隣市町からの迅速な支援が得られない可能性がある。

第2 複合発生時の被害想定の実施

【埼玉県】

県は、考えられる複合災害の類型ごとに、発生時の被害想定を実施する。

第3 防災施設の整備等

【安心安全課】

市は、複合災害の想定結果に基づき、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

第4 非常時情報通信の整備

【埼玉県】

県は、行政防災関係機関（警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等）間で、被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を、リアルタイムに共有するシステムを検討する。

第5 避難対策

【安心安全課】【各施設の所管課】

「震災対策編第2章第8節第7避難」を準用する。

なお、市は、避難所の選定に当たっては、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する施設を選定するよう努める。

また、地震等に伴う道路等の損壊や浸水、交通障害などで一部の避難所が使用できない可能性があるため、あらかじめ代替となる複数の避難所や避難経路を想定しておく。

第6 災害医療体制の整備 【保険年金課】【健康増進課】【消防署】【各医療機関】

「震災対策編第2章第8節第6 医療救護」を準用する。

なお、市は複合災害の想定結果に基づき、医療活動を行うことができる医療機関を把握する。

第7 災害時の要配慮者対策 【安心安全課】【地域振興課】【福祉課】【高齢介護課】

「震災対策編第2章第8節第16 要配慮者の安全対策」を準用する。

なお、市は、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する福祉避難所を選定するよう努める。

第8 緊急輸送体制の整備 【安心安全課】【道路課】【下水道課】【経営課】

「震災対策編第2章第8節第2 防災拠点の整備」を準用する。

なお、市は複合災害の想定結果に基づき、代替輸送路及び輸送手段の検討を行う。

第3節 応急対策

第1 情報の収集・伝達

【秘書広報班】【防災関係機関】

「震災対策編第3章第2節災害情報の収集伝達」を準用する。

なお、市は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。

第2 交通規制

【土木班】【久喜警察署】

豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害発生時、浸水や崖崩れ、火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、道路管理者及び警察は速やかに交通規制を実施する。

第3 道路の修復

【土木班】

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想される。

このため、市及び県は、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。

第4 避難所の再配置

【安心安全班】【避難所運営職員】

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。市は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行うものとする。

第6編 広域応援編

大規模な災害が発生した際には、全国からの応援が必須となる。
市域において、被害が軽微だった場合、市は避難者の受入や物資・人的応援の拠点として、被災地の救援、復旧・復興に取り組むものとする。

第1節 事前対策

第1 広域応援体制の整備

【埼玉県】【安心安全課】

1 九都県市合同防災訓練等への参加

県は、関係都県市とともに九都県市合同防災訓練等を実施し、広域連携体制を実動、図上の両面から検証する。

また、市は、九都県市合同防災訓練等に参加するよう努める。

2 広域避難者の受入体制の整備

市は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都県からの避難者を受入れる施設の事前確保に努める。

また、市は、応急仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握、社会福祉施設や病院における収容能力等の把握を行う。

第2 広域支援拠点の確保

【安心安全課】

市は、県が県内外の自治体や応援部隊（警察、消防、自衛隊）と連携し、被災地支援を行うため、応援活動に特化した組織の設置及び物資・人員の応援の受け皿となる拠点（広域支援拠点）の候補地の選定に協力する。

なお、災害発生時は公共用地を優先的に使用することを原則とするが、民間用地も含めて候補地の選定に協力する。

※広域支援拠点

首都圏大規模災害において、全国からの応援を集結させ、各機関との情報共有や活動支援、物資の集積・中継を行うための拠点（物資集積拠点、応援要員の活動拠点）

第3 職種混成の広域応援要員チームの編成

【埼玉県】

県は、市町村とともに、多岐にわたる被災地のニーズに対応するため、職種混成の応援要員によるチームを編成し、広域応援の発生の際に迅速に派遣する体制を整える。

応援要員は、総合調整を行う埼玉県危機管理防災部職員のほか、保健、土木等の専門分野の職員や市の業務を熟知する職員により編成されるため、市も応援要請に協力するよう努める。

第4 広域避難受入体制の整備

【安心安全課】

大規模災害発生時には、多くの人々が他都県から本市に避難場所を求めることが想定される。こうした事態に備え、事前に広域一時滞在のために必要な体制を整備するよう努める。

第5 市内被害の極小化による活動余力づくり**【安心安全課】【街づくり課】【道路課】【新土地利用推進課】【建築課】****1 市民への普及・啓発**

市民に次の内容を普及・啓発する。

- (1) 家庭や地域での防災総点検を実施し、防災意識の高揚と災害の備えを強化する。
- (2) 家庭内の取組（家具の固定・災害用伝言サービス・家庭内備蓄）を普及させる。
- (3) DIG、HUG を取り入れた市民参加型の実践的な訓練を推進する。

2 自主防災組織の育成

市は、自主防災組織の育成及び自主防災組織の活動において中心的役割を担う人材を育成する。

3 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進

市及び県は、市街地開発事業による防災空間の確保とともに、民間建築物（多数の者が利用する施設、社会福祉施設、医療施設等）の耐震化・不燃化を促進する。

また、古い基準で建設された橋りょうの耐震補強工事を計画的に進める。工事実施に当たっては、緊急輸送道路や鉄道を跨ぐ橋りょう（跨線橋）、高速道路を跨ぐ橋りょう（跨道橋）等を優先して実施する。

さらに、市及び県は、老朽化の進む社会資本（橋りょう、下水道等）に関して、予防保全的な維持管理に転換する等、適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。

4 事業者等による事業継続の取組の促進

事業者等においては、災害時の事業継続の取組を促進するとともに、コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進する。

第2節 応急対策

第1 応援に必要な広域災害情報の収集 【埼玉県】【安心安全班】

県は、広域災害が発生した場合、被災状況を把握するための情報収集を実施し、必要に応じて情報連絡員を被災地へ派遣する。市は、広域応援に当たって県に協力するよう努める。

第2 広域応援要員の派遣 【安心安全班】【総務班】

市は、県を通じた応援要員の派遣要請に基づき、県等とともに編成した職種混成の応援要員のチームを被災地に派遣し、情報収集や応急対策に協力するよう努める。

第3 広域避難の支援 【埼玉県】【安心安全班】

県は、大規模災害発生時に、県内の避難者発生状況を踏まえつつ、他都県からの避難者を受入れる。その際、市は県に協力するとともに、広域一時滞在のための避難所を提供する。

なお、県は、広域一時滞在のための避難所を提供する市を支援する。

自主防災組織や災害ボランティアは、被災した他の都県からの避難者（広域一時滞在者）を市が受入れた場合は、避難所の運営を支援する。

1 応援要請と受入の流れ

- (1) 被災市町村からの被災都県へ避難者受入調整の依頼
- (2) 被災都県内では受入困難な場合、県への要請及び被災都県との受入協議
- (3) 市と県との受入協議
- (4) 市と避難所（施設管理者）との協議
- (5) 県への受入回答及び避難所開設の公示
- (6) 被災都県への受入回答
- (7) 被災都県から被災市町村への受入回答の伝達
- (8) 被災市町村から住民へ、避難先決定の伝達及び避難支援
- (9) 避難者の受入（避難誘導を含む）
- (10) 避難者の移送支援（原則、避難者の移送は被災都県と県が行う）

2 被災都県からの応援要請及び県内市町村との受入協議

県は、大規模災害の発生に伴い、他の都県知事から避難者受入の要請があった場合、県に避難してきた者を一次的に収容し保護するため、県内各市町村長に対して各市町村が設置する避難所での避難者の受入を要請する。市は、要請のあった場合、避難所の管理者と協議のうえ、直ちに避難所を提供するものとする。

なお、他都県から避難してくる者の地域コミュニティを維持できるよう多数を収容できる施設を優先して選定する。

3 避難者受入方針の決定

県は、市町村に対し、当該避難者の受入に係る経費負担を含めた避難者受入方針を速やかに通知する。

4 避難所開設の公示及び避難者の収容

市長は、広域避難者を受入れるため、避難所を開設したときは、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員並びに開設期間の見込みを公示し、収容すべき者を

誘導して保護する。

なお、避難所の管理運営については、「震災対策編第3章第11節第5 避難所の運営」を準用する。

5 要配慮者への配慮

透析患者など医療行為が必要な者、高齢者や妊産婦など配慮が必要な者がいる場合、配慮事項に応じた避難所の選定・開設に留意する。

市及び県は、配慮が必要な避難者に対し、避難所等での保健師、看護師等による健康状態の把握や福祉施設での受入調整など、支援の充実に努める。

6 自主避難者への支援

市及び県は、指定した避難所以外に自主的に避難してきた被災者に対しても支援に努める。

7 避難者登録システム等の活用

県は、避難者登録システム等を活用し、避難者情報を被災都県に提供するとともに、避難者に対し被災都県に関する情報を提供するものとし、市はこれに協力する。

第4 がれき処理支援

【環境班】

市は、膨大な量の発生が見込まれる被災都県のがれき処理について協力するよう努める。

第5 環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援

【環境班】

市は、被災都県で発生する膨大なし尿及びごみの処理について協力するよう努める。

第3節 復旧・復興対策

第1 広域復旧復興支援

【安心安全課】【総務課】

1 復興業務への支援

被災自治体では、総合的な復興計画や分野ごとの緊急復興計画の策定をはじめとする復興業務が発生する。市は、職員派遣や必要資材の調達支援等について、県に協力する。

2 その他、復旧・復興に係る業務支援

応援職員の派遣をはじめ、必要業務の支援を行う。

第2 遺体の埋葬・火葬支援

【埼玉県】

県は、大規模災害発生時に、県内の遺体の発生状況を踏まえ、対応余力があると見込まれる場合は、他都県の埋葬・火葬の調整及びあっせんを行う。

その際、市は県に協力する。

第3 生活支援

【埼玉県】

県は、長期にわたる避難生活をサポートし、被災者の生活支援を行うものとし、市は県の取組に協力する。